

掲示期間 3.31～4.9

新潟市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

新潟市水道事業管理者

水道局長 長井 亮一

新潟市水道局管理規程第6号

新潟市水道事業会計規程の一部を改正する規程

新潟市水道事業会計規程（昭和52年新潟市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「100万円超」を「200万円超」に、「80万円超」を「150万円超」に、「250万円超」を「400万円超」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。